

岩見沢市栗沢工芸館条例を廃止する条例の概要

第1 廃止の趣旨

岩見沢市栗沢工芸館については、工芸品の創作活動を通じ、市民の生活文化の向上を図るため設置し利用されてきたが、利用状況の低下や、施設の老朽化、市民ニーズの変化等を踏まえ、施設の在り方を総合的に検討した結果、本施設の用途を廃止するものである。

第2 廃止の内容

岩見沢市栗沢工芸館条例の廃止

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第13号

岩見沢市栗沢工芸館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢工芸館条例を廃止する条例

岩見沢市栗沢工芸館条例（平成17年条例第124号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。